

潮流

被災事業者の二重債務問題と地域金融機関

常務取締役 鈴木 利徳

東日本大震災の発生直後から二重債務問題は被災事業者向け金融対策における中心的な課題として、被災県から問題提起され、国会においても議論されてきた。その二重債務問題への対策の枠組みがやっと出来上がりつつある。それが産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構（以下「再生支援機構」という）である。

産業復興機構は産業活力再生特別措置法に基づくファンドであり、昨年11月から12月にかけて被災県である岩手、茨城、宮城、福島の4県で順に設立されている。資金規模は設立当初は岩手100.1億円、茨城50億円、宮城100.1億円、福島100億円でスタートした。今後、業務の進捗に応じて岩手、宮城、福島は500億円、茨城は100億円程度への資金規模の拡大を想定している。出資割合は国（（独）中小企業基盤整備機構）が8割、地元金融機関が2割である。

一方、再生支援機構は議員立法に基づく株式会社として、今年の3月11日までに設立され、年度内に業務を開始する予定で準備が進んでいる。資金規模は5,000億円で、全額を国が出資する。

両機構の目的はいずれも、過大な債務を負っている被災事業者の二重債務問題に関し、金融機関が保有する債権の買取り、一定期間の返済猶予等によって債務負担を軽減し、事業再生を支援するものである。両機構の最大の違いはその支援対象（買取対象）である。産業復興機構の支援対象は再生可能性があると判断される事業者であり、中堅・中小企業が見込まれる。一方、再生支援機構の支援対象は商店等小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等が想定されており、大企業、第3セクターは対象外である。

両機構が実際に業務を開始するにあたっての課題は、第一に、債権の買取価格の算定方法である。産業復興機構は当該事業者の被災前の業績や今後の見通しをもとに将来期待されるキャッシュフローを予測し、その総額を一定の割引率を用いて現在価値に割り戻す手法を採用するといわれている。一方、再生支援機構は事業再生計画、被災地域の復興見通し、事業者の経営見通し、担保財産価格の見通し等を勘案した適正な時価により買い取るとしており、業務開始までに買取価格の算定方法に関する具体的な指針を公表する予定であるという。

第二に、金融機関がこれらの債権買取機構を利用するインセンティブである。金融機関はこれまでも再生可能性の見込まれる事業者については、一定期間の返済猶予、貸出条件の変更などに取り組むとともに、被災事業者向けの復興支援ローン商品の開発、日本政策金融公庫との協調融資等に取り組んできた。とくに再生可能性が高いと見込まれる事業者については日本政策投資銀行と連携した東日本大震災復興支援ファンドやDDS（デット・デット・スワップ：債権者が当該債務者の再建計画と一体で既存の債権を劣後化することで、債務者の財務改善を図るもの）、あるいはDES（デット・エクイティ・スワップ：債務の株式化）等を検討している事例もある。両機構の設立は金融機関にとっては事業再生支援において利用できる選択肢・手法が増えることを意味するが、産業復興機構への出資や債権放棄等により地域金融機関の経済的な負担がかえって増す懸念も否定できない。

地域金融機関にとって利用しやすい設計とすることで、二重債務問題の解決を図り、復興が加速することを切実に望んでいる。